

医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会  
説明資料

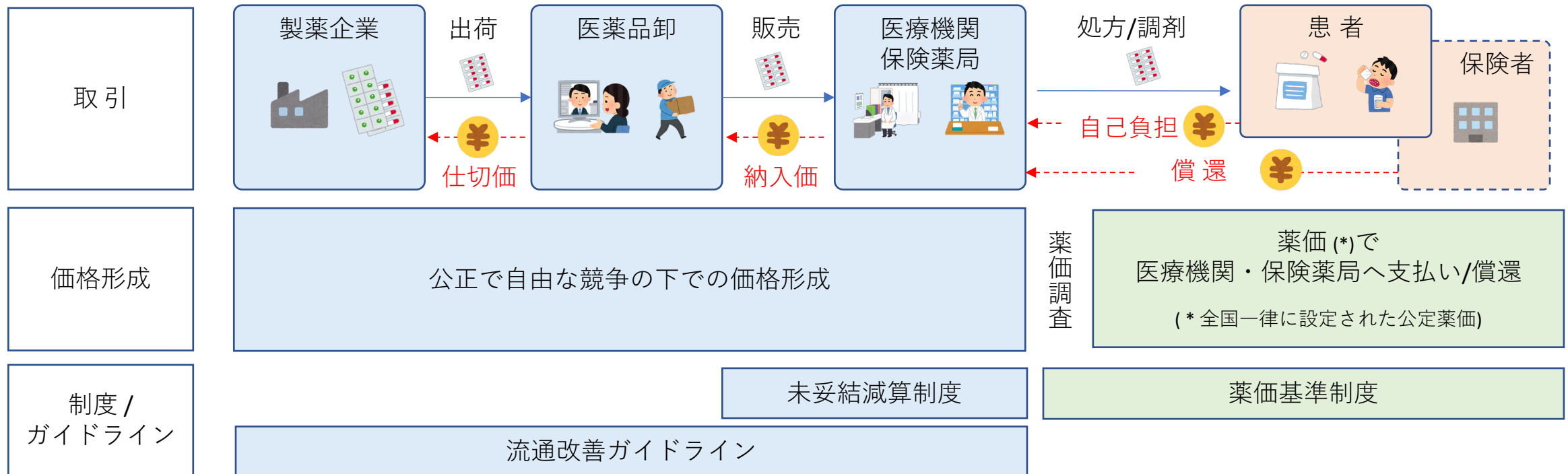
医薬品卸の現状や課題を踏まえた今後の対応

2022年 9月29日

(一社) 日本医薬品卸売業連合会

# 医薬品流通のあらまし

- 公正で自由な競争の下で、製薬企業・卸・医療機関・保険薬局の間の取引が行われている。その一方で、価格形成は、公定価格制に市場競争原理を融合させた構造となっている。
- 流通当事者の全てが、流通改善ガイドラインに沿って、従来からの取引慣行の改善に取り組んでいる。



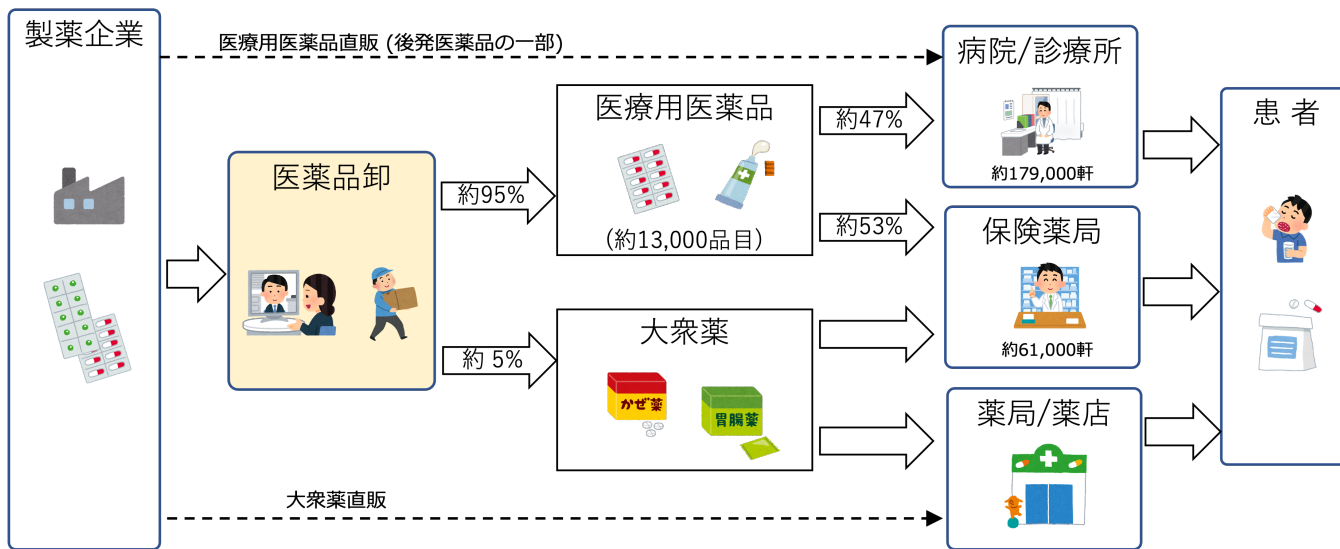
仕切価：製薬企業からの仕入れ価格  
 納入価：医療機関/保険薬局へ納める価格

未妥結減算制度：川下取引での価格妥結率を改善する制度  
 流通改善ガイドライン：流通改善の取組みを加速させるために国が定めた指針

# 医薬品流通における医薬品卸の機能

- いかなる時も、必要なところに必要な医薬品をお届けするのが、医薬品卸の使命である。医薬品卸は、約13,000品目の医療用医薬品を、全国約240,000軒の医療機関や保険薬局へ日常的に供給している。
- 医薬品卸は単に医薬品を配送しているだけではなく、その流通過程において様々な機能を提供することで、医薬品の持続的な安定供給に貢献している。

## 医薬品流通の概要



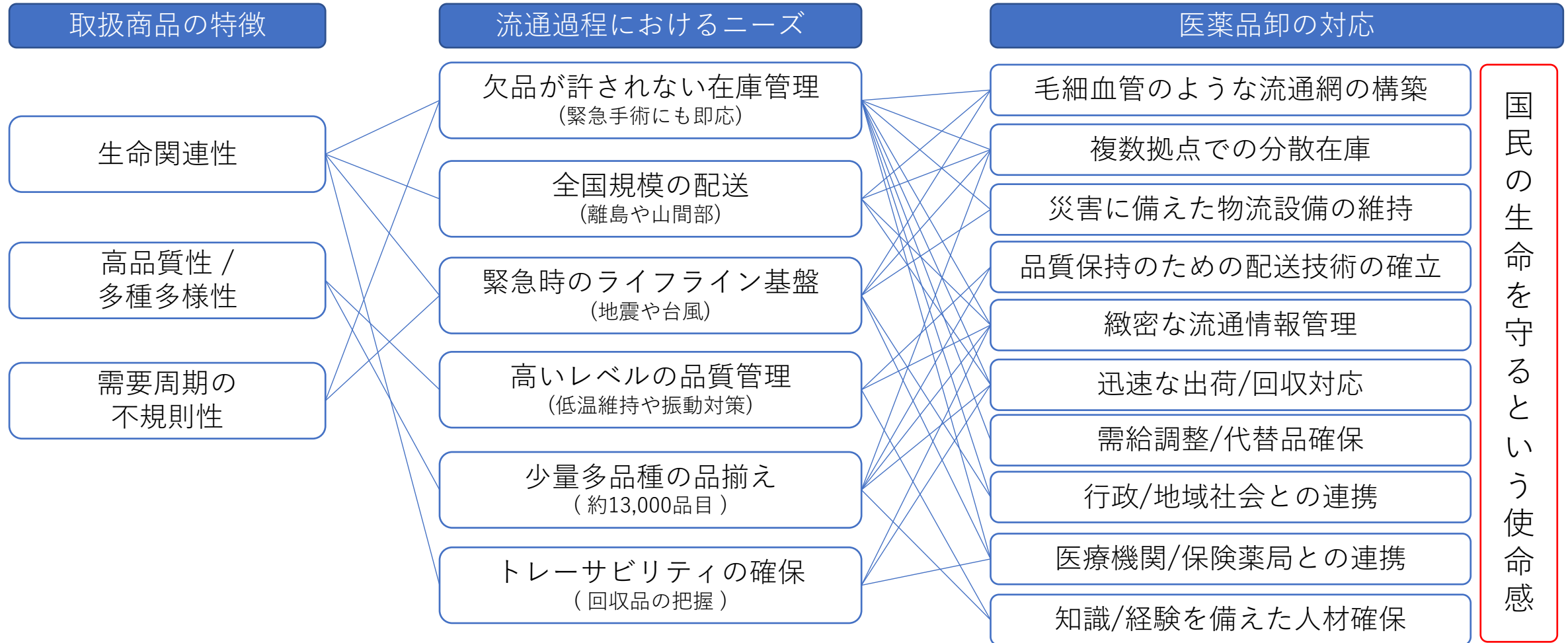
## 医薬品卸の機能

<b>物流機能</b>	仕入、保管、配送や品質管理を行う。品質問題などの際に回収を行う。
<b>商流機能</b>	販売促進、販売管理、価格形成を行う。
<b>債権管理機能</b>	与信管理や回収管理を行う。
<b>経営支援機能</b>	様々な知見を提供し取引先を支援する。
<b>情報提供機能</b>	医薬品等に関する情報を提供する。適正使用推進に努める。
<b>需給調整機能</b>	欠品・出荷調整発生時の需給調整や、代替品の確保・提供を行う。
<b>有事のライフライン機能</b>	危機管理体制を構築し、災害・パンデミック時に医薬品供給等を確保する。

経営支援	需給調整
物流	情報提供
商流	債権管理
有事のライフライン	

# 医薬品流通の特徴

医薬品流通の特異性が故に、他業種の卸売業とは異なる流通ニーズに対応する必要があり、医薬品卸は複合的に機能を駆使して安定的な医薬品供給を支えている。



# 医薬品卸の対応（例 その1）

## 災害・パンデミック時に備えた対応

- 医薬品卸は、いつ発生するか分からない災害に迅速に対応できるように、日頃より、支店・物流センターの免震・耐震化や非常用電源設備の設置など様々な投資を行い、常にその備えを強化している。
- 新型コロナウイルス感染症に伴う医薬品供給などの経験を踏まえ、今後もパンデミック時における備えを強化する必要がある。

免震・耐震化



会員構成員より提供

自家発電設備



会員構成員より提供

# 医薬品卸の対応 (例 その2)

## 地域医療との連携の強化

- 過去の災害時などの経験を踏まえ、医薬品卸は地域医療との連携を強化し、有事の際の医薬品の安定供給を通じて、地域医療を支えるために取り組んでいる。
- 災害・パンデミックに備えるため、国や地方自治体及び医師会・薬剤師会などと常に連携を強化している。

### ✓宮城県の事例

- 東日本大震災を契機に発足した宮城県版・災害医療チーム「JMAT 宮城」(Japan Medical Association Team)へ参画
- 「JMAT 宮城」が活動している際には、全ての卸が24時間対応で医薬品の配送に対応

### 「災害支援車」



会員より提供

### ✓福岡県の事例

- 福岡県が災害対応医薬品供給車両「モバイルファーマシー」導入(令和3年1月より)
- 福岡県医薬品卸業協会が福岡県、福岡県薬剤師会と連携

### 災害対応医薬品供給車両「モバイルファーマシー」

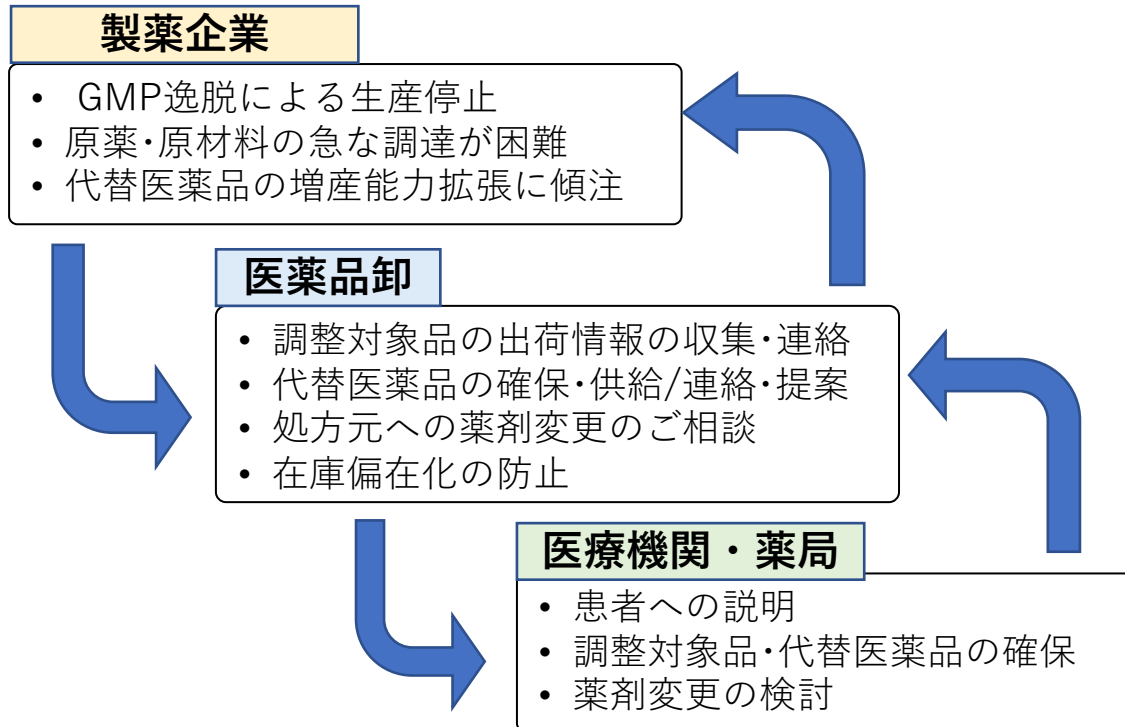


会員より提供

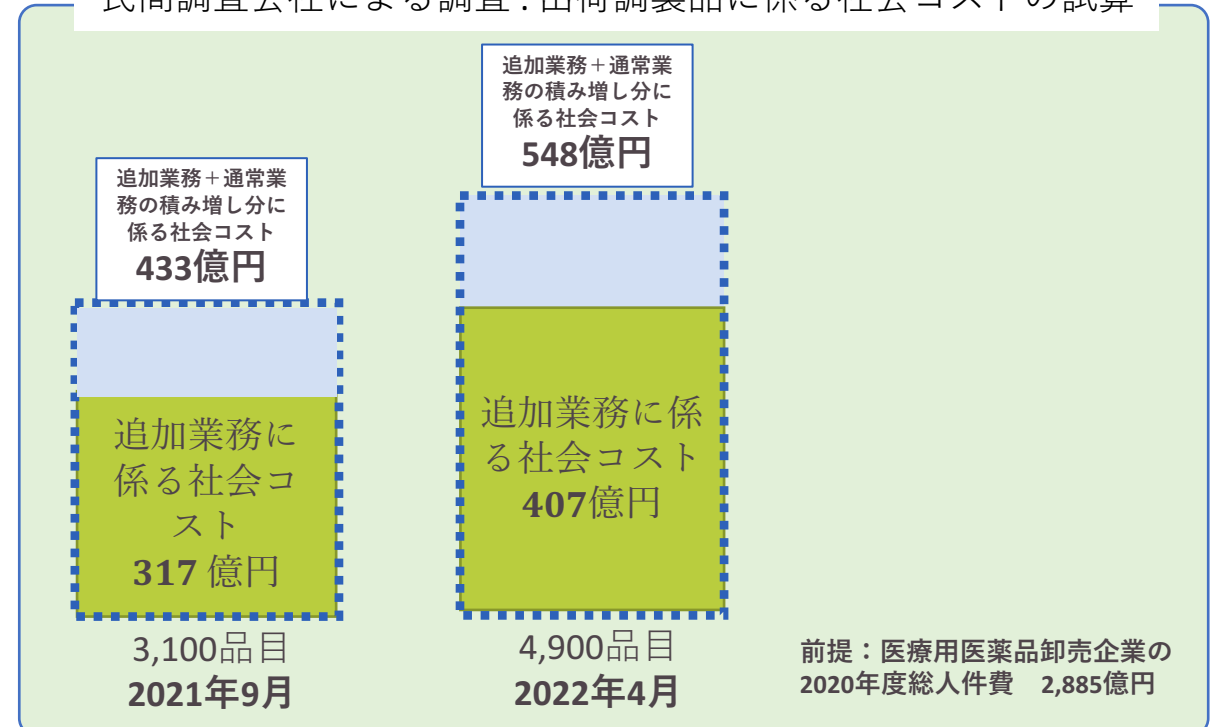
# 医薬品卸の対応 (例 その3)

## ジェネリック医薬品の需給調整

- 現在もジェネリック医薬品の需給調整は数千品目を対象に継続しており、医薬品卸だけでなく、全ての流通当事者にとって大きな負担となっている。
- 医薬品卸としては、メーカー、医療機関等と情報共有を密にして、キメの細かい対応を心がけている。民間調査会社の調査では、医薬品卸全体でこの需給調整に548億円相当のコストが費やされていると試算されている。



民間調査会社による調査：出荷調製品に係る社会コストの試算



# 医薬品卸を取り巻く環境(1)

- コロナワクチンや検査キットの配送により医薬品卸の業務負担が大幅に増加している一方で、ジェネリック医薬品の需給調整にも追われており、医薬品流通の現場では逼迫した状況が続いている。
- 加えて、中間年の薬価改定や、ガソリン代・電気料金の急騰により収益構造が悪化しており、医薬品卸を取り巻く環境は非常に厳しい。

## コロナ禍での取組み

### ワクチン供給対応

- 全国規模でのワクチン配送・移送
- 臨時ワクチン接種会場への配送(自治体集団接種・職域接種)
- 特別な温度調節・振動防止に配慮した配送

### 検査キットの配送

## トラブル対応への取組み

### 一部のジェネリック医薬品の品質問題などに伴う欠品対応

- 現場レベルでの需給調整
- 代替医薬品の調整・確保

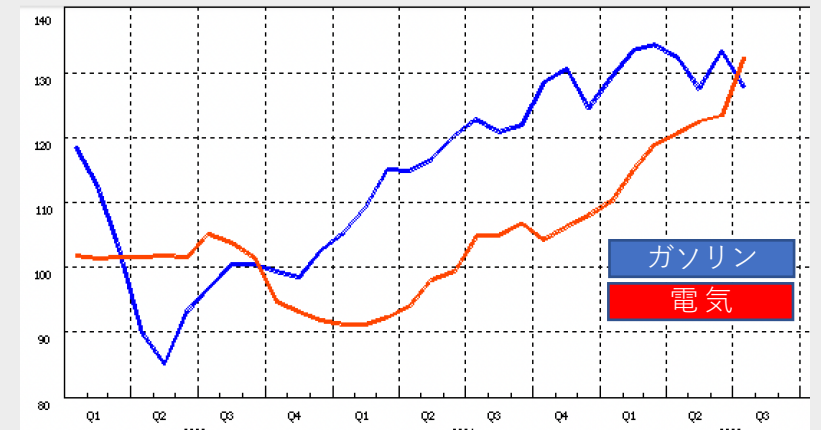
## 従来からの取組み

### 通常の医薬品の流通

約13,000品目の医薬品を、全国約240,000ヶ所の医療機関・保険薬局へ供給



- 中間年の薬価改定
- ガソリン代・電気料金の急騰



参考: 日本銀行 時系列統計 検索サイト



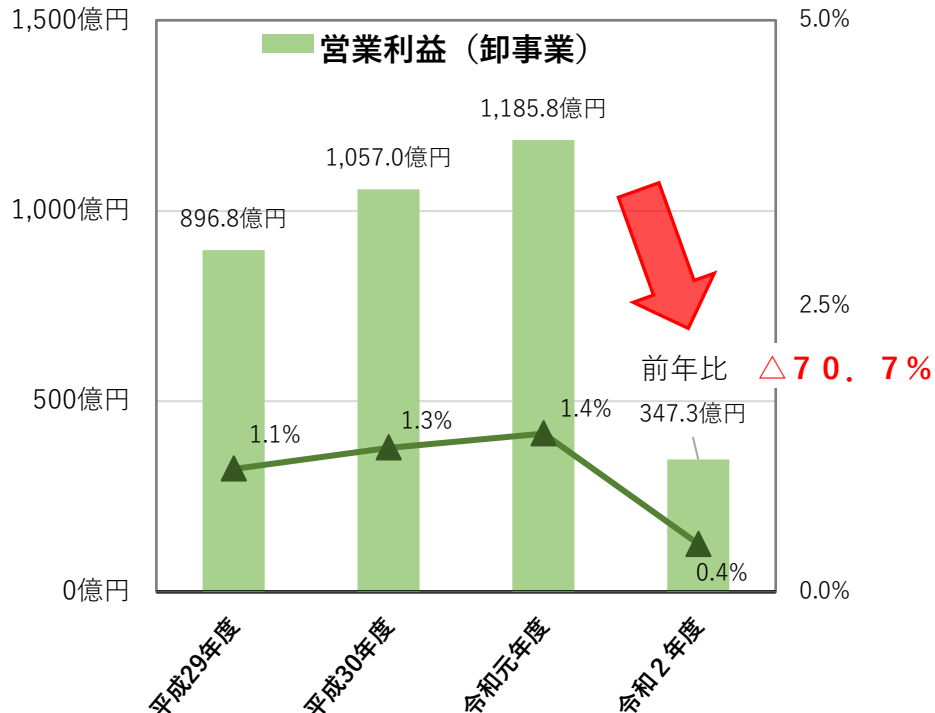
# 医薬品卸を取り巻く環境(2)

## 医薬品卸の経営状況：

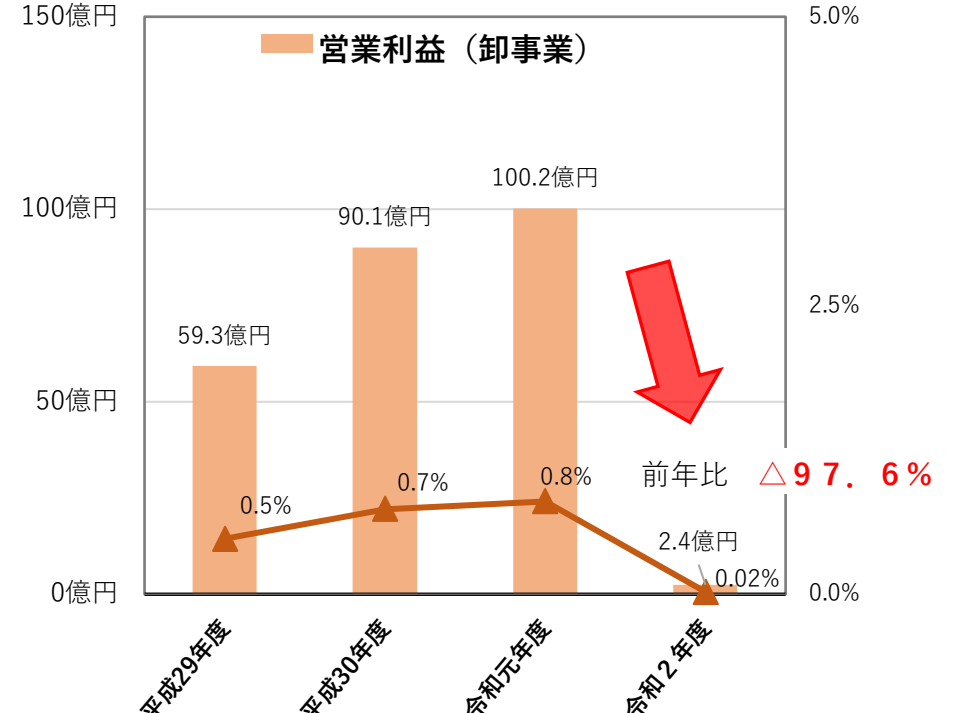
調整幅2%以降の平均乖離率が概ね一定になっている一方で、市場拡大再算定の適用拡大や長期収載品の段階的価格引下げなど制度面での影響に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、ここ最近の医薬品卸の経営状況は危機的な状況となっている。

=令和2年度(\*)の医薬品卸の経営状況(株式上場6社と主に地域で活動する卸会社)=

株式上場卸会社(6社)の営業利益(卸事業、金額・率)の推移



株式上場6社以外の卸会社(11社)の営業利益(卸事業、金額・率)の推移



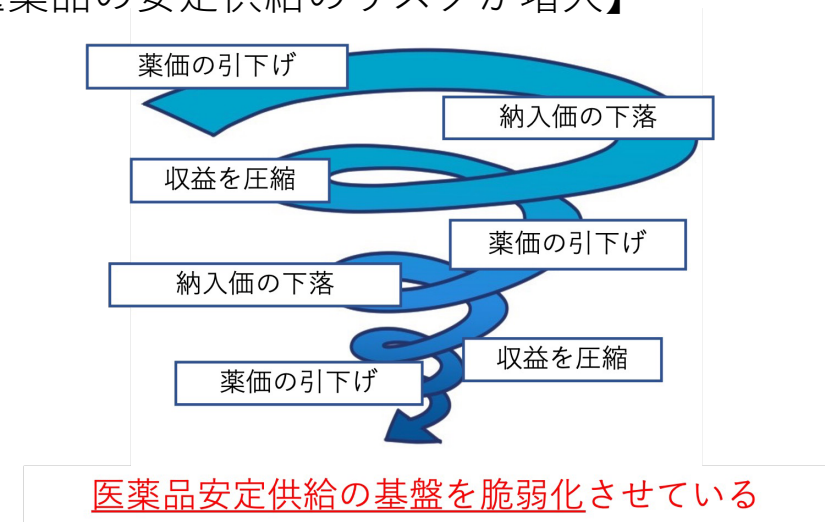
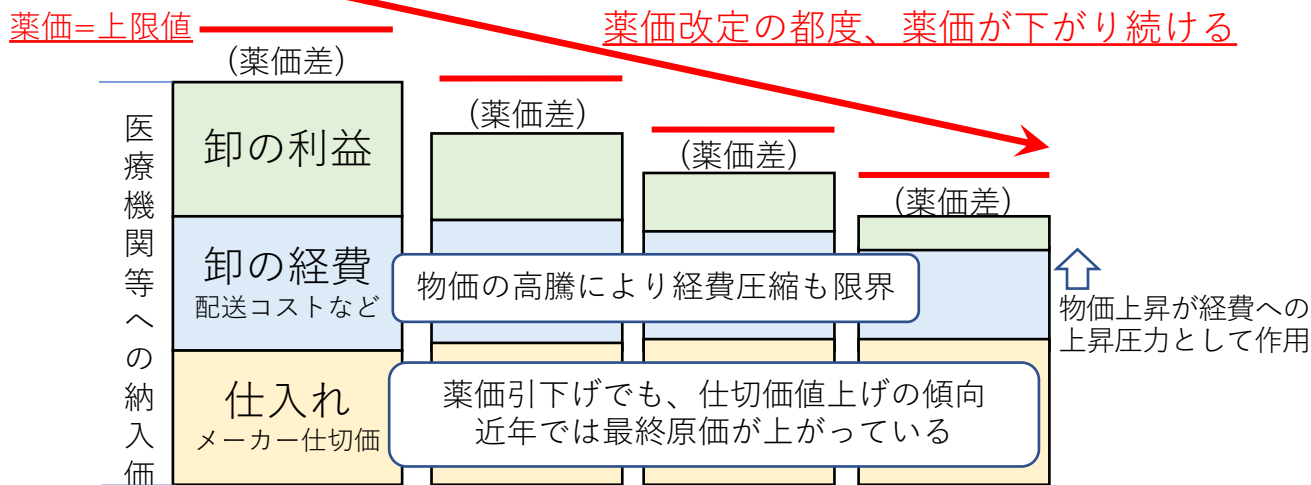
(\*)2021年3月期

# 薬価制度の課題(1)

## 制度の在り方:

1. 薬剤費抑制を大前提とした薬価改定が繰り返され、薬価が下がり続けている。
  - 上限価格である公定薬価が設定され、薬価が下落する仕組みの中で、累次の薬価引下げが流通当事者の経営基盤を脆弱にする構造的な歪みを抱えている。
  - ガソリン代や電気料金などが急騰した場合の対処が、現行の薬価制度では想定されていない。
2. 市場実勢価格の加重平均値に基づく薬価算定ルールである限り、常に加重平均値より安く購入する取引先が存在することになり、薬価差がゼロになることはない。  
しかも、医療機関や保険薬局などの取引先の属性によるバイイング・パワーの差によって、薬価差が偏在する弊害が生じている。
  - 薬価差を前提に納入価の引下げを強く求める取引先との価格交渉が医薬品卸の収益構造を悪化させている。

【薬価引下げがもたらす負のスパイラルにより、医薬品の安定供給のリスクが増大】



# 薬価制度の課題(2)

## 中間年の薬価改定：

平成28年の薬価制度の抜本改革に向けた基本方針(4大臣合意\*)により中間年の薬価改定が実施され、令和3年度薬価改定においては、改定対象品目数が約7割となった。

- 厳格に定義した「価格乖離の大きな品目」のみを対象とすべきではないか。
- 同じく基本方針には関係者の経営実態の把握、安定的な医薬品流通の確保、流通改善を進めることが明記されているが、大きな進展が見られない。

(\*: 内閣官房長官・経済財政政策担当大臣・財務大臣・厚生労働大臣 合意)

## 平成28年12月20日 薬価制度の抜本改革に向けた基本方針(抜粋)

### 1. 薬価制度の抜本改革

- (2) 市場実勢価格を適時に薬価に反映して国民負担を抑制するため、全品を対象に、毎年薬価調査を行い、その結果に基づき薬価改定を行う。  
そのため、現在2年に1回行われている薬価調査に加え、その間の年においても、大手事業者等を対象に調査を行い、価格乖離の大きな品目(注)について薬価改定を行う。  
(注) 具体的内容について、来年中に結論を得る。

### 2. 改革とあわせた今後の取組み

- (2) 薬価制度の改革により影響を受ける関係者の経営実態についても機動的に把握し、その結果を踏まえ、必要に応じて対応を検討し、結論を得る。
- (4) 安定的な医薬品流通が確保されるよう、経営実態に配慮しつつ、流通の効率化を進めるとともに、流通改善の推進、市場環境に伴う収益構造への適切な対処を進める。  
特に、適切な価格形成を促進するため、単品単価契約の推進と早期妥結の促進について効果的な施策を検討し、結論を得る。

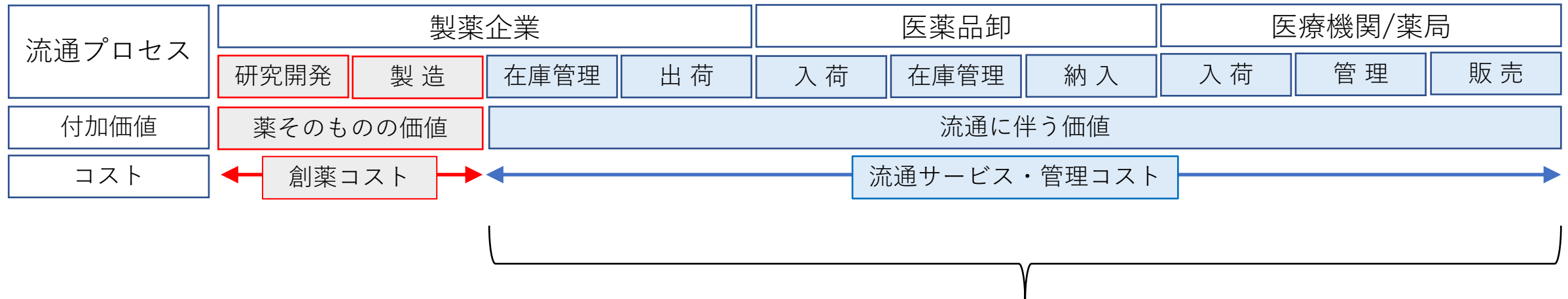
# 薬価制度の課題 (3)

## 調整幅 1:

社会保障費抑制の財源的な手当として薬価を引き下げる財政手法が既定路線となっている中で、財政規律を重視する観点から調整幅の見直しが議論されている。

- 薬剤流通を安定させるための調整幅は、医薬品卸のみならず全ての流通当事者にとって重要な役割を果たしており、調整幅の引下げは医薬品の継続的な安定供給にとって重大なリスクとなる。

調整幅：薬剤流通の安定を目的として、市場実勢価格に加える一定幅 (2%)



調整幅は広く薬剤流通の安定に寄与している

# 薬価制度の課題(4)

## 調整幅 2:

調整幅の廃止/縮小は、医薬品流通現場の柔軟性・機動性を損なうリスクとなり、持続的な安定供給に致命的なダメージを及ぼしかねない。

- 薬価制度で認められた調整幅は、多面的な”調整弁”として機能する価格構成要素でもある。

薬 価

=

市場実勢価格

+

調整幅

公定価格を上限とした  
実勢価格では  
薬価は引き下がるのみ。

### 医薬品卸の視点で考える調整幅の意義

薬価の最適化	異なる取引条件により生じる納入価のバラツキを是正する。 例) 都市部・離島・過疎地などの配送コストの地域差
	薬価改定による薬価下落のスピードを緩和する。
負担の緩衝材	需給調整・緊急配送・頻回配送・メーカー自主回収に対応する。 例) ジェネリック医薬品需給調整にかかる人件費や配送費増
	自然災害やパンデミックなどの不測の事態に備える。 例) 施設の耐震化/免震化、業務システム冗長化への投資
	その他: ・ 中間年改定に伴う追加交渉や薬価調査に費やす人件費増 ・ 在庫品の損耗廃棄

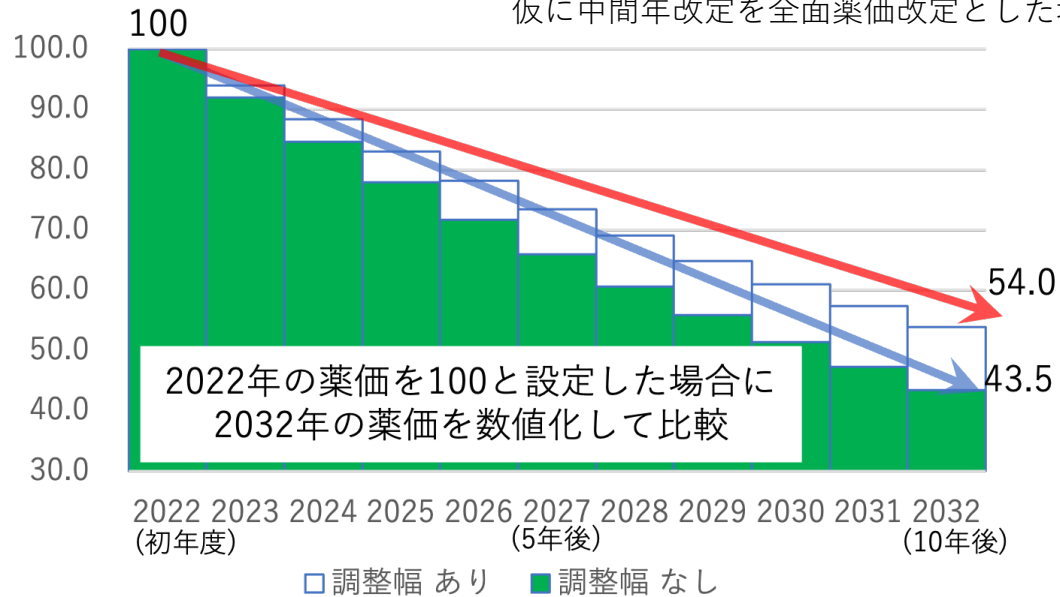
# 薬価制度の課題 (5)

## 調整幅 3:

中間年の薬価改定により薬価の下落スピードが加速する中で、仮に調整幅がなくなった場合には、この下落スピードに拍車がかかることが危惧される。

### 薬価改定の想定 (中間年薬価改定あり)

仮に中間年改定を全面薬価改定とした場合:



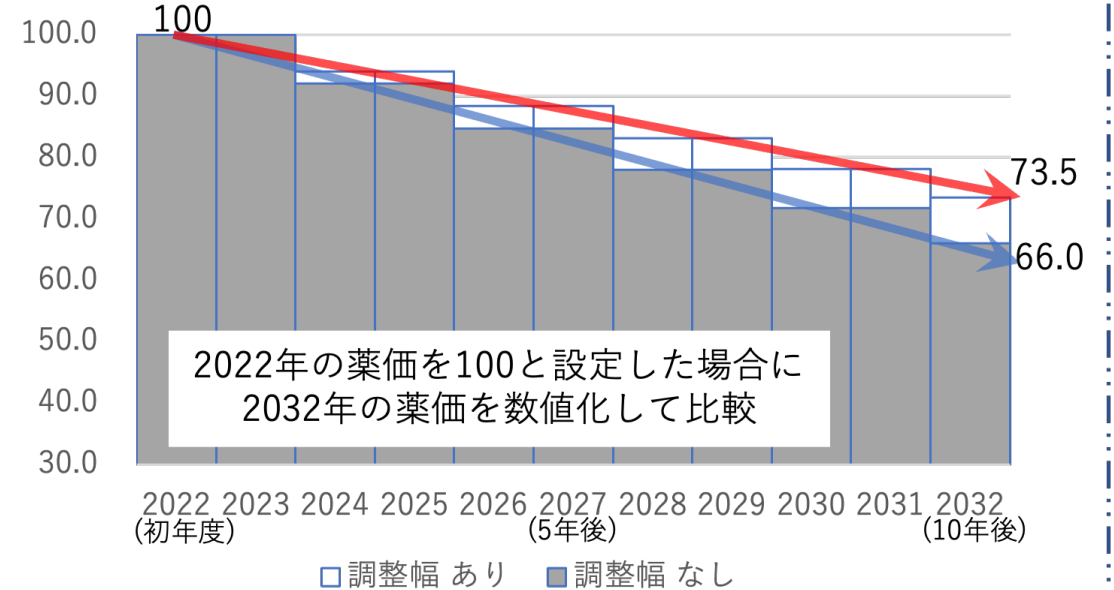
**中間年薬価改定は、下落スピードを加速**

(10年後) 73.5 → 54.0

**調整幅がなくなれば、下落スピードが更に加速**

(10年後) 54.0 → 43.5

### 薬価改定の想定 (中間年薬価改定なし)



凡例:

- 調整幅がある場合
- 調整幅がない場合

前提:

- ・乖離率 = 8.0% (過去5年の平均)
- ・調整幅 = 2.0%
- ・中間年改定を全面薬価改定と想定

# 流通改善の課題（1）

- これまでも医薬品流通の取引慣行を見直すべく流通改善の取組みを進めているが、流通改善ガイドラインが目指すゴールに到達するまでには、未だ道半ばの状況である。
- 流改懇での議論が続いているものの、医薬品卸の自助努力だけでは解決できない課題も多く残っている。

## 医薬品卸の主な課題認識

### 【仕切価・割戻し交渉の改善】

- 一次売差マイナスが解消していない。
- 市場実勢価格を踏まえていない仕切価設定の品目が多く見受けられる。
- 仕切価に反映可能な割戻しが仕切価に転換され始めたが、全体としての仕切価率は上がり、最終原価が上がっている。
- メーカーと卸との間で仕切価・割戻し交渉の実態がない。

### 【総価交渉の取引慣行の是正】

- 単品単価契約に至る価格交渉過程では、総価交渉の取引慣行が多く残っている。
- 医薬品の品目数が年々増加し、その特性も多様化していることから、単品単価交渉に携わる川下取引の業務が複雑化している。

## 主に検討すべき項目

- 一次売差マイナス解消に向け、市場実勢価を踏まえた仕切価設定をお願いしたい。
- 仕切価・割戻し交渉のあり方・期間について、検討する必要があるのではないか。

- 薬価調査の透明性のために、総価交渉の取引慣行からの脱却を図るべく、単品単価交渉の対象拡大のためのロードマップを策定すべきではないか。
- 制度を見直すことで、単品単価交渉の更なる拡大につながる仕組みを構築できないか。
- 単品単価交渉が浸透するよう、入札による契約についても、契約に至る過程を検証していただきたい。

# 流通改善の課題 (2)

## 医薬品卸の主な課題認識

### 【頻繁な価格交渉の是正】

- 未だ半期での契約を要求する取引先がある。
- 中間年の薬価改定が、仮に継続された場合、2年に一度だった価格交渉を、新たな薬価を受けて毎年行うこととなり、業務負荷の恒常的な増加が危惧される。

### 【医薬品の価値を無視した過大な値引き交渉】

- 保険医療機関・保険薬局では購入価格の低減や交渉業務負荷を軽減するため、価格交渉の代行業者へ委託するケースが急増している。ガイドラインの留意する事項に沿わないと思われる手法での交渉に多くの医薬品卸が困惑している。  
例: ベンチマーク・データを基にした一律値引き要求  
物流コストの違い等の個別取引条件を加味しない一括交渉

## 主に検討すべき項目

- 妥結価格の頻繁な変更は可能な限り回避すべきである。
- 薬価調査の透明性を確保するためにも、未妥結減算制度を形骸化させかねない価格再交渉を防止する仕組みを検討できないか。

- 価格交渉を委託する場合においても、委託者及び受託者は個別の取引条件を勘案した単品単価交渉を進めるよう努めるべきである。
- 受託者においても流通改善ガイドライン遵守の周知徹底に取り組むべきではないか。



# 今後の対応の方向性

1. 財政規律に偏重することなく、持続的に医薬品の安定供給を可能にする薬価制度に見直すべきである。その際には、自由な競争を阻害する仕組みにならないよう十分に留意すべきである。
  - 医療保険制度における公平性を維持するため、過度な薬価差偏在を解消する仕組み
  - 急激な物価上昇においても、適切なコスト転嫁が可能となる柔軟な価格形成の仕組み
  - 全体として、適正な薬価差・適正な流通コスト負担など、公正かつ公平となるような償還価格の仕組み

⇒ 当連合会の意見についても、十分考慮した見直し案にしていきたい。

2. 中間年の薬価改定については慎重に対応すべきであり、調整幅についても引き下げるべきではない。
3. 制度を見直すことで、流通改善に向けて当事者の行動変容を促す仕組みを構築すべきである。

## 医薬品卸の取組み：

医薬品卸は、社会経済状況の大きな変化に対応しつつ医療の向上に貢献するため、「医薬流通産業」としてDX・GX等を推進し、新たな情報や付加価値の提供に努めることとしている。